

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第8号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



第2条第1号中「4つの区域等をいう」の次に「(いずれも、解除・再編された場合を含む)。」を加え、同上第3号中「旧避難指示解除準備区域等 旧避難指示解除準備区域、平成26年度に指定が解除された特定勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域」を「旧避難指示解除準備区域 平成27年度に指定が解除された檜葉町の旧避難指示解除準備区域」に改め、同上第4号「旧緊急時避難準備区域等 旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）」を「旧避難指示区域等 平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）」に改める。

第3条中「旧緊急時避難準備区域等または旧避難指示解除準備区域等」を「旧避難指示区域等または旧避難指示解除準備区域」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 平成28年度分の保険料

ア 避難指示区域等及び帰還困難区域等並びに上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域に住所を有していたことにより避難等した被保険者については、平成29年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものの全額

イ 旧避難指示解除準備区域に住所を有していたことにより避難等した上位所得層の被保険者については、平成29年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の日）が到来するもののうち、平成28年4月分から9月分までに相当する月割算定額

(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であって、平成27年度末に資格を取得したこと等により、平成28年4月以降に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成27年度分の保険料

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。